

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）5 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

1 一部改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

公表の日

提案理由

この議案を提出したのは、教育総務課、学務保健課及び教育指導課において、正午から午後 1 時までの間についても窓口対応を行う必要があることから、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例施行規則（昭和 38 年藤沢市規則第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により正午から午後 1 時までと定められている職員の休憩時間について特例を設けるため、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 2 1 年藤沢市教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1、」を「別表第 1（」に改める。

別表第 1 教育総務課の項を次のように改める。

教 育 総 務 課、学務保 健課及び教 育指導課	本庁舎に勤務 する職員	一 般 職 員 に 同 じ。	60 分とし、そ の時限は、所 属 長 が 定 め る。	一 般 職 員 に 同 じ。
-----------------------------------	----------------	-------------------	---------------------------------------	-------------------

別表第 2 藤沢市立学校の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表教育総務課の項を次のように改める。

教 育 総 務 課、学務保 健課及び教 育指導課	本庁舎に勤務 する定年前再 任用短時間勤 務職員	4 週 間 に つ い て 62 時 間、77 時 間 30 分、93 時 間 又 は 124 時 間 で 勤 務 す る も の と す る。1 勤 務 は 7 時 間 45 分 を 超 え な い 範 囲 内 と し、所 属 長 が そ の 割 振 り を 定 め る。	60 分とし、そ の時限は、所 属 長 が 定 め る。	日 曜 日、土 曜 日 及 び 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 任 命 権 者 が 定 め る 日
-----------------------------------	-----------------------------------	--	---------------------------------------	--

別表第3 藤沢市立学校の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表教育総務課の項を次のように改める。

教 育 総 務 課、学務保 健課及び教 育指導課	本庁舎に勤務 する定年前再 任用短時間勤 務職員	4 週 間 に つ い て 62 時 間 か ら 124 時 間 ま で の 範 囲 内 で 任 命 権 者 が 定 め た 時 間 で 勤 務 す る も の と す る。1 勤 務 は 7 時 間 45 分 を 超 え な い 範 囲 内 と し、所 属 長 が そ の 割 振 り を 定 め る。	60 分 と し、そ の 時 限 は、所 属 長 が 定 め る。	日 曜 日、土 曜 日 及 び 条 例 第 3 条 の 規 定 に よ り 任 命 権 者 が 定 め る 日
-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	--

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年4月1日教委訓令甲第1号） 新旧対照表

新	現行
○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日教委訓令甲第1号 最終改正 令和8年3月30日教育委員会訓令甲第4号 (趣旨)	○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日教委訓令甲第1号 最終改正 令和8年3月30日教育委員会訓令甲第4号 (趣旨)
第1条 略 (対象職員の範囲及び勤務時間等)	第1条 略 (対象職員の範囲及び勤務時間等)
第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては別表第4）のとおりとする。	第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は別表第1、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては別表第4）のとおりとする。
2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。	2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。
3 別表第3の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この	3 別表第3の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この

新	現行
場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。 （暫定又は臨時的な勤務時間等の変更） 第3条 略 附 則（令和8年 月 日教委訓令甲第1号） この訓令は、公表の日から施行する。	場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。 （暫定又は臨時的な勤務時間等の変更） 第3条 略

新					現行				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日	所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員	4週間について155時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。	藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員	4週間について155時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。
	藤沢市立学校に勤務する給食調理員	4週間について155時間で勤務するものとし、1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。		藤沢市立学校に勤務する給食調理員	4週間について155時間で勤務するものとし、1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。
	藤沢市立学校に勤務する栄養士	4週間について155時間で勤務するものとし、1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。		藤沢市立学校に勤務する栄養士	4週間について155時間で勤務するものとし、1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	一般職員に同じ。
教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する職員	一般職員に同じ。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	一般職員に同じ。	教育総務課	八ヶ岳野外体験教室に勤務する職員	4週間について155時間で勤務するものとし、1勤務は7時間45分とし、その割振りは、業務の実状に応じ、所属長が定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

新					現行				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員である定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員である再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	藤沢市立学校に勤務する学校給食調理員である定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日		藤沢市立学校に勤務する学校給食調理員である再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時とする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	藤沢市立学校に勤務する栄養士である定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、学校長がその割振りを定める。 （1）午前8時15分から午後5時まで （2）午前8時30分から午後5時15分まで	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日		藤沢市立学校に勤務する栄養士である再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、学校長がその割振りを定める。 （1）午前8時15分から午後5時まで （2）午前8時30分から午後5時15分まで	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

新					現行				
教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は7時間45分を超えない範囲内とし、所属長がその割振りを定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日	教育総務課	八ヶ岳野外体験教室に勤務する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は7時間45分を超えない範囲内とし、その割振りは、業務の実状に応じ、所属長が定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

別表第3（第2条関係）

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員である定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分までの間の7時間45分を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	藤沢市立学校に勤務する学校給食調理員である定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

別表第3（第2条関係）

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
藤沢市立学校	藤沢市立学校に勤務する学校用務員である再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時から午後4時45分までの間の7時間45分を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	藤沢市立学校に勤務する学校給食調理員である再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

新						現行					
			午後 5 時までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲とし、学校長がその割振りを定める。						午後 5 時までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲とし、学校長がその割振りを定める。		
	藤沢市立学校に勤務する栄養士である <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	4 週間について 62 時間から 124 時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1 勤務は次のいずれかとし、学校長がその割振りを定める。 (1) 午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲 (2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲	60 分とし、その時限は、学校長が定める。				藤沢市立学校に勤務する栄養士である再任用短時間勤務職員	4 週間について 62 時間から 124 時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1 勤務は次のいずれかとし、学校長がその割振りを定める。 (1) 午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲 (2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間の 7 時間 45 分を超えない範囲	60 分とし、その時限は、学校長が定める。		
教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する定年前再任用短時間勤務職員	4 週間について 62 時間から 124 時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1 勤務は 7 時間 45 分を超えない範囲とし、所属長がその割振りを定める。	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び <u>条例第 3 条の規定により任命権者が定める日</u>		教育総務課	八ヶ岳野外体験教室に勤務する再任用短時間勤務職員	4 週間について 62 時間から 124 時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1 勤務は 7 時間 45 分を超えない範囲とし、所属長がその割振りを定める。	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	月曜日及び <u>条例第 3 条の規定により任命権者が定める日</u>	

新	現行
別表第4（第2条関係）略	別表第4（第2条関係）略